



## 人事・労務に役立つ NEWS LETTER 事務所通信

# 4

  
2023

発行: 社会保険労務士法人 オフィス・テンポイント  
〒420-0838 静岡県静岡市葵区相生町 3-11  
TEL: 054-204-5327 FAX: 054-333-5559 HP <https://tenpoint.work>

決定済み・  
施行前の改正

### 障害者雇用率の引き上げが決定(令和6年4月～)

障害者雇用促進法に関する政省令が改正され、障害者雇用率の引き上げなどや支援策の強化が実施されることが決まりました。ポイントを確認しておきましょう。

#### 障害者雇用促進法に関する政省令の改正のポイント

その1 障害者雇用率(障害者の法定雇用率)が段階的に引き上げられます。〔令和6年4月から段階的に施行〕

#### ◆障害者の法定雇用率の段階的な引き上げについて(厚労省の資料より)◆

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<b>2.5%</b>	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		<b>40.0人以上</b>		37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

その2 除外率が引き下げられます。〔令和7年4月施行〕

その3 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

- ・精神障害者の算定特例の延長〔令和5年4月施行〕
- ・一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定〔令和6年4月施行〕

その4 障害者雇用のための事業主支援の強化(助成金の新設\*・拡充)を行います。

- \* 雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金の新設を予定〔令和6年4月施行〕



★非常に重要な改正です。詳しく内容を知りたいときは、気軽にお声掛けください。

特に、新たに「障害者を雇用しなければならない対象事業主」となる可能性がある場合(常時使用する労働者数が40人前後である場合)には、無視することができない改正です。

施行済みの改正

### 「令和5年度の現物給与の価額」が決定

健康保険、船員保険、厚生年金保険及び労働保険においては、現物給与の価額を厚生労働大臣が定めることとされていますが、現物給与の価額をより現在の実態に即したものとするため、食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額が改正されました。

適用は、本年(令和5年)4月1日からとなります。

⑨ 今回は、住宅で支払われる報酬等に係る現物給与の価額については、改正はありません。



次ページへ続く

.....現物給与の価額（令和5年度）／食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額の一部.....

都道府県名	食事で支払われる報酬等				
	1人1月当たりの 食事の額	1人1日当たりの 食事の額	1人1日当たりの 朝食のみの額	1人1日当たりの 昼食のみの額	1人1日当たりの 夕食のみの額
1 北海道	22,500	750	190	260	300
2 青森	21,900	730	180	260	290
3 岩手	22,200	740	190	260	290
4 宮城	21,900	730	180	260	290
5 秋田	21,900	730	180	260	290
6 山形	23,100	770	190	270	310
7 福島	22,500	750	190	260	300
8 茨城	21,900	730	180	260	290
9 栃木	22,200	740	190	260	290
10 群馬	21,900	730	180	260	290
11 埼玉	22,200	740	190	260	290
12 千葉	22,500	750	190	260	300
13 東京	23,100	770	190	270	310
14 神奈川	22,800	760	190	270	300
15 新潟	22,200	740	190	260	290
16 富山	22,800	760	190	270	300
17 石川	23,100	770	190	270	310

赤字が改正箇所  
 ★本年4月から、一部の都道府県において、食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額が、ところどころ改正されます。現物給与として処理している食事代等がある企業では、改正の有無（改正がある場合はその金額）を必ずチェックしておきましょう。

**要チェック** 雇用関係助成金ポータルがオープン 電子申請できる助成金の対象が拡大

厚生労働省から、「雇用関係助成金ポータル」がオープンするとのお知らせがありました。これにより、電子申請できる雇用関係助成金の対象が、令和5年4月から2段階で拡大されます。同省がその周知のために作成したリーフレットのの一部を紹介します。

.....雇用関係助成金を電子申請しませんか？（厚労省のリーフレット）の一部.....

## 雇用関係助成金ポータルで電子申請可能に

厚生労働省の雇用関係助成金の電子申請を行うページです。

**ステップ 1** 2023(令和5)年4月から、キャリアアップ助成金正社員化コース・トライアル雇用助成金一般トライアルコースの電子申請が開始します。

**ステップ 2** 2023(令和5)年6月から、その他の雇用関係助成金の電子申請が開始します。

**雇用関係助成金ポータルで電子申請が可能な助成金**

**1 再就職支援関係の助成金**  
・労働移動支援助成金

**5 仕事と家庭の両立支援関係等の助成金**  
・両立支援等助成金

**2 転職・再就職拡大支援関係の助成金**  
・中途採用等支援助成金

**6 人材開発関係の助成金**  
・人材開発支援助成金  
(事業展開等リスキリング支援コースを除く)

**3 雇入れ関係の助成金**  
・トライアル雇用助成金  
(一般トライアルコースは4月から)  
・地域雇用開発助成金

**4 雇用環境の整備関係等の助成金**  
・人材確保等支援助成金  
・通年雇用助成金  
・キャリアアップ助成金  
(正社員化コースは4月から)

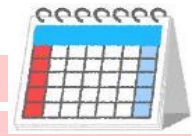
㊤ 電子申請には「GビズID」の申請・取得が必要です。（事業主が社会保険労務士や弁護士等の代理人に電子申請を依頼する場合も「GビズID」の申請・取得が必要です。）

〈補足〉紙での申請や、既に実施されている他の電子申請（雇用調整助成金・産業雇用安定助成金の電子申請、特定求職者雇用開発助成金の電子申請）も引き続き利用できます。

★今回の「電子申請できる雇用関係助成金の対象の拡大」は、社会保険労務士による申請にも対応しています。必要であればお声掛けください。



日付	内容
4/10	● 3月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
4/17	● 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出期限
5/1	● 3月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 2月決算法人の確定申告と納税・8月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 3月・8月・11月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで） ● 労働者死傷病報告（1月～3月分）の提出期限



◆あとかぎ◆